令和５年度第１回鎌倉市子ども・子育て会議　議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 日時： | 令和５年11月17日（金）  14時～15時30分 |
| 場所： | 鎌倉水道営業所２階会議室（鎌倉水道営業所２階） |

議事次第

１　開会

２　鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について

３　議題

（１）鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事  
業の利用支援事業対象施設の追加について

（２）鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の

令和４年度進捗状況について（鎌倉きらきら白書）

（３）保育所等の待機児童の状況について

（４）（仮称）鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）について

（５）その他

委員出欠（五十音順）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選出団体等 | 氏　名 | 出欠 |
| 鎌倉市立中学校長会 | 池田　吉伸 | 欠 |
| 鎌倉市青少年指導員連絡協議会 | 石川　敦子 |  |
| 市民委員 | 井筒　みゆき |  |
| 連合神奈川三浦半島地域連合 | 及川　政昭 | 欠 |
| 市民委員 | 上村　公亮 |  |
| 鎌倉市立小学校長会 | 河合　幸子 | 欠 |
| 学識経験者 | 小泉　裕子 |  |
| 七里が浜楓幼稚園（認定こども園） | 髙橋　栄 |  |
| 鎌倉市社会福祉協議会 | 田中　良一 |  |
| 鎌倉市保育会 | 冨田　英雄 | 欠 |
| 鎌倉市PTA連絡協議会 | 永瀨　暁子 | 欠 |
| かまくら子育て支援グループ懇談会 | 中原 文恵 |  |
| 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 | 仲本 美夢音 |  |
| かまくら福祉・教育ネット | 堀越　真紀 |  |
| 学識経験者 | 松原　康雄 |  |
| きみのまま保育園 | 水谷　貴子 |  |
| 鎌倉市民生委員児童委員協議会 | 村上　史 | 欠 |
| 鎌倉私立幼稚園協会 | 森　研四郎 |  |
| 鎌倉保健福祉事務所 | 山岡　明美 |  |

こども支援課担当課長

令和５年度第１回鎌倉市子ども・子育て会議を開催します。

本日はお足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、この度は委員をお受けいただきまして誠にありがとうございます。本日は、令和５年度の第１回子ども・子育て会議として後ほど会議の会長、副会長の選任を行いますが、会長、副会長の選出まで議事進行を務めさせていただきます、こどもみらい部こども支援課担当課長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第１回子ども・子育て会議の開催にあたりまして、こどもみらい部長の廣川からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

こどもみらい部長

皆さんこんにちは。鎌倉市こどもみらい部長の廣川です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は会議にご参集いただきまして誠にありがとうございます。今年度は委員の改選がございましたが、新たに委員を引き受けてくださった方も、また引き続きお引き受けいただいた方も、誠にありがとうございます。

この子ども・子育て会議では、主に鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理を中心に、皆様からのご意見をいただきながら施策の見直し等を行っています。

現在のプランの計画期間は令和２年度から令和６年度の５カ年となっておりまして、今年度は令和６年度のプランの改定に向けまして、ニーズ量の調査を行い、その結果をもとに、新しいプランに記載する具体的な内容を皆様とともに考えていきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、こどもを産み育てやすいまち・鎌倉を作るために、皆様のご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。２年間どうぞよろしくお願いいたします。

【鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について】

こども支援課担当課長

委嘱状を机に置かせていただいております。お名前をご確認いただき、お納めいただくようにお願いいたします。それでは議事次第の２としまして、委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

鎌倉市青少年指導員連絡協議会　副会長　石川敦子様

市民委員　井筒みゆき様

市民委員　上村公亮様

鎌倉女子大学短期大学部　学部長　小泉裕子様

七里ガ浜幼稚園　園長　高橋栄様

鎌倉市社会福祉協議会　常務理事　田中良一様

鎌倉市立幼稚園父母の会連合会　保護者代表　仲本美夢音様

かまくら福祉・教育ネット　代表　堀越真紀様

（オンライン参加）明治学院大学名誉教授　松原康雄様

きみのまま保育園　園長　水谷貴子様

鎌倉私立幼稚園協会　振興部副部長　森研四郎様

鎌倉保健福祉事務所　保健福祉課長　山岡明美様

なお、本日は鎌倉市立中学校長会　池田委員、連合神奈川三浦半島地域連合　及川委員、鎌倉市立小学校長会　河合委員、鎌倉市保育会　冨田委員、鎌倉市ＰＴＡ連絡協議会　永瀨委員及び鎌倉市民生委員児童委員協議会　村上委員からご欠席の連絡をいただいております。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第３条第２項におきましては、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされています。本日は委員19名中13名のご出席をいただいて、定数に達していることをご報告申し上げます。

また本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第６条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席することをご報告いたします。なお、幹事の紹介は省略させていただきます。

こども支援課担当課長

続きまして当会議の会長、副会長の選出に移りたいと思います。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第２条によりますと、委員の互選ということになっておりますので、委員の選出をお願いしたいと存じます。どなたか、ご推薦等ございましたらお願いします。

田中委員

何か事務局の方で、考えはありますでしょうか。

こども支援課担当課長

　　会長・副会長につきましては、前回の会議まで、学識経験者で出席されている委員にお願いしておりましたので、松原委員と小泉委員に会長・副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

松原委員

ここしばらく私が会長を務めてまいりましたが、体調崩しておりまして、今日もオンラインで参加せざるを得ないような状況です。こうしたことから、今期は小泉先生に会長をお願いしたいと思います。私も体調が戻り次第、会の運営にご協力したいと思いますので、今回は副会長にしていただけるとありがたいです。小泉先生はこの分野に造詣が深く、この会議にも継続的に関わっていらっしゃるので、会長として適任かと思います。

こども支援課担当課長

皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは大変恐縮ですが、会長を小泉委員、副会長を松原委員にお引き受けいただきたいと存じます。早速でございますが、小泉委員には会長席に移っていただきまして、この後の議事進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

小泉会長

それでは皆様、ただいま、松原先生からご推薦をいただきました、小泉と申します。鎌倉女子大学で26年間、保育者やあるいは教員を養成する学科に所属しておりまして、そういった意味では子ども・子育てに関する様々な分野の専門家として、この会議にも以前より参加させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして進めてまいります。最初に事務局から会議の運営についての留意点があればご説明をお願いいたします。

事務局

こども支援課の中橋と申します。よろしくお願いいたします。

事務局から、会議の公開について、傍聴者について、発言時のマイクについての３点ご説明をいたします。まず、会議の公開についてです。当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第４条に基づき、会長が公開することが適切でない時以外は公開といたします。会議録も後日公開といたします。

次に傍聴についてです。本日の会議について、傍聴者を一般公募したところ、１名の方から傍聴のご希望がありました。会議の公開と、傍聴者の入室について、会長の方からご確認をお願いいたします。

最後に、会場にご出席いただいた皆様におきましては、本日マイクをご用意しております。ご発言の際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクのスイッチを入れてからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

小泉会長

では、本会議は公開ということでよろしいでしょうか。

では、傍聴者のご入室をお願いいたします。

　　（傍聴者入室）

それでは、鎌倉市子ども・子育て会議をこれより始めます。まず傍聴の方にお願いいたします。事前に配布しております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へ」の内容をご確認いただいているかと思いますが、記載事項をお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局

資料の確認をいたします。

資料は、送付文記載の内容の１～５までとなります。また、今回初めて委員をお引き受けいただいた方には、本日資料とあわせまして、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの冊子を、机上に置かせていただいております。ご確認いただければと思います。

資料の不足等はございませんでしょうか。資料の確認は以上となります。

小泉会長

それでは続きまして、鎌倉市子ども・子育て会議について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、委員の方の交代もございましたので、鎌倉市子ども・子育て会議について簡単に説明をさせていただきます。

資料３のきらきら白書の172ページをご覧ください。

会議で所掌する事務については、特定教育・保育施設などの利用定員についての意見聴取や、子ども・子育て支援事業計画であります鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの評価、新たに来年度、改訂するきらきらプランの内容についての意見聴取などになります。会議委員については、22人以内をもって組織することとしています。

次に、資料１の鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿をご覧下さい。「新」とついている方は、昨年度から交代があった委員です。各団体からの推薦をいただいた方が15名、学識経験者が２名、市民公募委員が２名の計19名となっております。委員の委嘱期間は、本日、令和５年11月17日から、令和７年３月31日までとなっております。以上で説明を終わります。

小泉会長

ありがとうございました。

それでは、議事次第の３　議題に入ります。

議題（１）「鎌倉市地域における小学校就学前の子どもに対する多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について」事務局から説明をお願いします。

【（１）鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について】

事務局

鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について、その内容を説明いたします。資料２－１をご覧ください。

本事業は、国の事業として実施される「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動を提供している施設を利用している子どもの保護者に対し、給付を行うものです。

多様な集団活動を提供している施設とは、幼稚園や保育園などのように国や県などから認可を受けず、独自の教育を行っている施設のことを言います。

これらの施設については、幼稚園や保育園、認可外保育施設のように、国の幼稚教育・保育の無償化の対象となっていませんでしたが、令和３年に国がこれらの施設を利用している子どもの保護者に対し、支援を行うことを決め、新たな制度を創設したことから、本市でもこの制度を活用し、令和３年４月から給付を開始したところです。

本事業の給付の対象施設となるためには市から適合の認定をうける必要があります。その主な要件は、２の（１）ア及びイに記載いたしました「満３歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね１日４時間以上８時間未満、週５日以上、年間39週以上であること」、「活動に従事する者の３分の１以上が、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士の資格を有する者もしくは看護師の資格を有する者に該当すること」のほか、「日々の健康管理や安全管理を行うこと」、「会計帳簿等を整備しておくこと」などです。

給付の対象となる児童は２の（１）ウに記載いたしました「対象施設等を概ね、１日４時間以上８時間未満、週５日以上、年間39週以上利用し、幼児教育・保育無償化の対象となっていない満３歳以上の小学校就学前の幼児」で、給付額は２（２）記載のとおり、対象事業１人につき１か月あたり20,000円です。

令和３年７月の事業開始以後、市内及び市外の計10施設について適合の認定を行っております。現在認定している施設の一覧は２－１８のとおりです。

次に、今回議題として提案いたしました理由についてです。

先ほどご説明いたしましたとおり、本事業は、国の制度に基づき実施しており、事業実施にあたっては国から指針等が示されています。また、各施設が神奈川県へ行う認可外保育施設としての届け出の際の基準と、本事業の審査基準とは、多くの点で重複しています。

本事業の対象となる施設については、多くの施設が教育の機能と保育の機能を有しており、ほとんどの場合、神奈川県への認可外保育施設の届け出を済ませてから市への申請が行われてきました。そのため、これまで申請のあった施設については、届出を行っていることを踏まえて、適合の認定を行ってきたところです。

しかし、今回、適合審査申請のあった施設は、令和５年４月に設立された新規施設であり、神奈川県への認可外保育施設としての届け出が行われていません。

これについては、２－４に記載した国の出しているＦＡＱにおいて「本事業は、基本的に従前から開設され、地域住民に継続的に利用されている施設を支援対象と想定しているが、新たに開設した施設を本事業の対象施設とすることは可能かとの問いに対し、新規に開設した施設を予め対象外とすることはないが、地域における役割や意義について、子ども子育て関係の審議会での審議を行い、当該施設が地域において重要な役割を果たしていることを確認頂く必要がある」との回答が示されております。そのため、今回、適合の認定を行うにあたり、議題とさせて頂いたものです。

申請のあった施設について説明いたします。２－５をご覧ください。

今回、申請のあった施設は坂ノ下にある「湘南・海のようちえんスイミーズ」です。申請書および概要が２－５から２－１３にございます。特定の建物を持たず、海や山、川での活動を主としていることが特徴として挙げられます。

２－１４から２－１７をご覧ください。市では、「鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金実施要綱」に基づき、提出のあった書類及び現地調査により審査を行いました。その結果、建物はないものの、活動場所について保護者と共有されており、避難経路等の緊急時対応についても整備されていること、その他標準的な開所時間や従事者の資格保持状況などの点については決定基準を満たしております。

また、本施設は鎌倉の豊かな自然を活かし、遊び道具がなくても自由な発想で新しい遊びを生み出す子を育てるという理念のもと、活動しており、地域や保護者のニーズに応えて、地域において重要な役割を果たしていると認められることから、本施設を認定して差し支えないものと考えております。

つきましては、この施設について、本事業における対象施設として追加してよいか、ご審議いただきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

　小泉会長

ありがとうございます。非常に重要な事項になるかと思います。ただいまの説明に対して、意見やご質問はありますか。忌憚のないご意見をお願いいたします。

これまでは神奈川県で認可外保育施設として届出が行われている施設に対して市が認定をしていたということですが、今回は、それに該当しないということで、初めて審議を行うことになります。市としては、開所したばかりとはいえ基準を満たしているとのいうことから認定したいという説明がありました。いかがでしょうか。

資料も数日前に手元に届いていると思います。質問でも構いません。

　水谷委員

　トイレは漁港にあるものを使用と書いてあります。色んな感染症もありますし、消毒等は持参して、保育士がお子さんの手を消毒しているのでしょうか。

事務局

こちらについては、現地調査をしております。海岸にあるトイレを使用するという状況でございます。あわせて石鹸等は付き添う保育士が持っておりますので、お子さんと一緒に保育士が行って指導をしながら手を洗って戻ってくるという形です。お子さん1人でトイレに行かせることはなかったと確認しております。

小泉会長

その他質問はございますか。

井筒委員

今まで給付の対象となっている施設は、施設というものを実際自分たちで運営していると思います。今回の場合は、施設がないということですが、給付金の金額は同じ金額になるのでしょうか。

こども支援課担当課長

国のFAQを見ましても、施設の有無については審査の対象にならないということになっております。そのため、給付の額も２万円ということで変わりません。この施設については、事業を開始して１年を経過しておりませんが、この施設でおこなっている教育の内容等が、当給付金の給付対象としてよいかということを、今回皆さんにご審議いただきたいと考えております。

井筒委員

ありがとうございます。

小泉会長

その他いかがでしょうか。

本件につきましては、今後給付の対象施設とするということでよろしいでしょうか。

承諾

小泉会長

皆様ご承諾していただいておりますので、この件は対象となるということに決定させていただきます。

森委員

そのうえで、一つよろしいでしょうか。施設者の住所ですが、しっかりと埋めた方がよろしいのではないでしょうか。申請書においては、住所が記載されています。申請書類である以上、これは全部見せた方が私はいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

こども支援課担当課長

申請書は、何丁目何番まで書いておりますが、個人情報の関係で相手方から坂ノ下以下を出さないでほしいとの申し出がございました。

森委員

それであれば、どうして概要では住所を出されているのですか。

こども支援課担当課長

申し訳ございません。こちらの方で確認が足りませんでした。公開されているものですので、資料については差し替えをさせていただきます。

小泉会長

では住所は明記するという理解でよろしいでしょうか。

森委員は、それでよろしいでしょうか。

森委員

申請内容はしっかり確認できるようにした方がいいのではないでしょうか。

小泉会長

貴重な意見、ご意見ありがとうございました。

次に、議題（２）「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～令和４年度進捗状況について」

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題(２)「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の令和４年度進捗状況について」、説明いたします。

資料３　鎌倉きらきら白書（令和４年度進捗状況報告書）をご覧ください。「第２期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」につきましては、令和２年度から令和６年度までを計画期間としており、令和４年度は計画の３年目となっております。本議題では、この鎌倉きらきら白書をもとに、令和４年度の推進状況について報告いたします。

報告の前に、資料の一部に訂正箇所がございますので、確認をお願いいたします。163ページ、第５章（６）延長保育事業の部分ですが、表右上が「延べ人数」となっておりますが、正しくは、「実人数」となります。また、令和４年度実績のみ延べ人数が記載されております。

正しい令和４年度の量の見込みと実人数は「799人」となります。お手数ではございますが、各自お手元の資料の修正をお願いいたします。

本白書の作成にあたっては、庁内に照会を行い、各課の回答内容を、本白書42ページ以降に掲載しました事業内容欄★マークの部分に記載しております。令和４年度の推進状況全体をみると、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になっている事業が多く見受けられたものの、令和３年度に引き続き、オンラインでの実施や一部内容を変更や縮小などの工夫をしたうえで再開した事業が増えているという印象を受けております。

白書掲載の事業数が多く、内容も多岐に渡るため、本日は実施事業の一例として、こどもみらい部の事業のうち、進捗状況の分かりやすい事業を２つ御紹介したいと考えております。

まず51ページをご覧ください。１－２－１－３「保育施設の整備、活用」では、待機児童の解消を目指した施設整備として、令和４年度中に施設の整備を行った施設を掲載いたしました。待機児童対策については、このあとの議題（３）にて保育課から報告をいただきます。

次に62ページをご覧ください。１－４－５－５「鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」は、令和４年度は49件の助成を行いました。なお、施設の追加については、さきほどの議題（１）にて審議をいただいたところです。

プラン掲載の事業に関する進捗状況は、以上となります。

あわせて令和４年度より開始した事業についても照会をいたしましたが、該当はありませんでした。その他、各課の事業実績等につきましては、資料３にてご確認ください。

以上で説明を終わります。

小泉会長

ありがとうございました。では、ただいまの事務局のご説明に対して、皆様からの活発なご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

水谷委員

51ページの1-2-1-3のところですが、令和４年度中新規開所なしと書いてありますが、新規開所してはいけないのかということを保育課に以前問い合わせたところ、新規の開所ができないような状態と言われた記憶があります。それとも何か状況が変わったのでしょうか。

保育課長

新規の開設等については財政的な面などが大きいところもあり、計画的に設置をしていくというところがありまして、令和４年度については新規の開所ができませんというようなお話をしたことはないですが、報告としては、令和４年度に整備をした箇所はなかったということになります。

水谷委員

認可保育所の新設はできないというお話だったように記憶していますが、いかがでしょうか。

保育課長

市の計画の中で令和４年度については、新規の施設について、予算の手立てを含めてなかったということで、設置のご案内ができないという状況を伝えたのかなと思います。随時計画は更新していくことになりますので、その時の計画に従って対応していくことになります。

水谷委員

新規開所なしというより新規開所不可能という状態なのかなと思っています。

開所できなくなったことや、開所できることが決定しましたら、各園にお知らせいただきたいです。保護者の方で入りたくても入れない方がいっぱいおります。保育園に入園できないで困っているお母さまを少しでも助けてあげたいと思っていますので、そういうことは各園に伝達していただけるのでしょうか。

保育課長

ありがとうございます。この計画を見直していく中で、新規に開所をしていくということになりましたらご案内、共有等をさせていただきます。

小泉会長

新規開所なしというこの書き方にご意見いただきましたが、今後新規開所等になることもあり得るという認識であるが、何とも言えないということですね。予算の関係でしょうか。

保育課長

それもございます。待機児童の状況を見ながらということになります。

小泉会長

この記載に関して、改めて市の方で検討していただければと思います。

その他ございますか。

上村委員

同じく51ページのところです。私事ですけれども、子どもが大船保育園に通っておりますので民間委託の件については、関心があります。他の保護者の方とも、現状どのようになっているのかが話題になることがございます。現状についてご紹介いただけると幸いでございます。

小泉会長

こちらについて、お答えしていただけますか。保育課からお願いします。

保育課長

現在、公立保育園の民営化につきましては令和７年度までの市の計画の中で、大船保育園と腰越保育園を民営化していくというような計画がございます。その中で、これまでも大船保育園につきましては令和７年度までには民営化する予定というようなお答えをしてまいりました。状況としましては、先行して腰越保育園の民営化を進めております。

大船保育園につきましては、現時点で建て替えや新設など、そういった部分も含めてまだ検討ができていない状況でございまして、腰越保育園が終わった段階で、検討していくことになっております。民営化していくという方針は今のところ変更はないのですが、申し訳ございませんが時期につきましては今のところ未定という**こと**となります。

上村委員

ありがとうございます。では、令和７年度までに実施されるということは変わらずで、場所の移転などもこれからお話が進み、具体的になっていくという認識でよろしいですか。

保育課長

場所の移転につきましては、これからということになります。当初、令和７年度までに実施するということでご案内してきましたが、現段階で令和７年度に民営化できるかとなると、これはかなり厳しいと思っております。民営化については、今後時期も改めて検討していくことになるかと思います。

上村委員

ありがとうございます。なんというか、民営化により保育士の方が一斉に変わられることになりますと子どもたちにとって影響が大きなところになります。それを見越して、募集人数とかも、絞っているように感じておりましたので、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

小泉会長

ありがとうございました。令和７年度までの計画とはいえ、時期についても再検討するというようなお話がございました。

今、上村委員からも御指摘あったように移管の際の子どもたちの不安や保護者の不安、また、保育者が変わるということの不安等についても、十分市で配慮していただき、お進めいただくようにお願いいたします。

その他、ご意見等はございますでしょうか。

それではこちら特に質問がないというところでございますので、

議題の３（３）について、保育所等の待機児童の状況について保育課から説明をお願いします。

【（３）保育所等の待機児童の状況について】

保育課長

ご説明いたします。

初めに、保育所等への入所状況および待機児童の状況について報告をいたします。資料4をご覧ください。

令和４年度においては、認定こども園のアワーキッズ鎌倉及び認可保育所のオランジェにおいて定員増を伴う施設の建て替えが行われたことや、家庭的保育事業を行っていた深見保育室が令和４年度末をもって閉園した等の動きがありました。

その結果、令和５年４月１日時点での保育所等の入所定員は、令和４年４月１日時点の2,878人から22人増加して2,900人となりましたが、実際の入所児童数は、入所希望の状況等によって年度当初に定員まで受け入れがなかった園もあり、令和４年４月１日時点から４人減少して2,880人でした。

次に、令和５年４月１日時点の待機児童数ですが、令和４年４月１日時点の15人から13人増加し、28人となりました。これを年齢別に見ますと、１歳児13人、２歳児15人であり、０歳、３歳、４歳及び５歳児は０人でした。

また、保留児童数ですが、令和５年４月１日時点の保留児童数は、令和４年４月１日時点の178人から51人増加し、229人となっております。

待機児童が発生した１、２歳児の児童について見てみますと、市内における児童数は平成27年を境に減少しています。そういった状況から、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにおいて、保育ニーズとして捉えている保育所等への入所申込者数は令和３年をピークに減少に転じるものとして見込み、それに基づいた施設整備の計画を立てていました。しかし実際には、児童数は減少していますが、入所申込者数は見込みに反して令和４年度以降も増え続けており、

保育所等において定員を超過して受入れを行う等の対策を行っていますが、現在でも待機児童が発生している状況となっています。

国は、令和５年６月に「こども未来戦略方針」を策定し、新たな子育て施策に係る議論が行われています。市では、国の動向を注視するとともに、保育施策全体のあり方について、様々な手法による保育ニーズへの対応や、保護者の負担軽減策の検討を行いながら、今後の本市の待機児童対策の進め方を検討しており、これを進めてまいります。

以上で報告を終わります。

小泉会長

ありがとうございました。今までのこの説明に対してご意見、ご質問ございますか。

水谷委員

保育園のことですので少し熱くなってしまうのですが、育休を使われてお母様が一生懸命育てて、育児休暇が終了する１歳で保育園に入ろうと思ったら、１歳からは入れない、さらに１年間伸ばしてせめて２歳から入りたいと言ってご相談、見学にいらっしゃるのですが、これがもし２歳で入れなかったら、仕事を辞めなくてはいけないという苦しい実情があります。一生懸命手元で育てていらっしゃって、１歳もしくは２歳から保育園に行きたいというお子様をどうにか受け入れていただけるようによろしくお願いします。

小泉会長

それでは保育課お願いいたします。

保育課長

まさしく育休のタイミングということが一番大きいのかもしれませんが、１、２歳児は例年待機児童数が多い傾向があり、令和５年に関してはその年齢しかいなかったという状況がございますので、いろんな施策を打つにしても１、２歳児を受け入れるための施策を中心に考える必要がございますので市としても課題として考えております。

小泉会長

深刻な問題ではありますが、市としては努力をしていただいているところだと思います。子ども・子育てきらきらプランの報告書にもありますが、子どもが減少しているにも関わらず、働く女性がどんどん増えているというところが大きな影響だと思います。

なかなか待機児童が解消しないというような現状であります。

上村委員

13人、15人、計28人の１歳児、２歳児の内訳は出てきたのですが、鎌倉市内の地区別のどこら辺が不足しているというデータは出ていますか。

保育課長

鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の五つの地区は例年出させていただいております。申し上げますと、鎌倉地域が２名、腰越地域が４名、深沢地域が６名、大船地域14名、玉縄地域が２名で28名となっております。令和４年もそうでしたが、例年大船地域での待機児童が多い傾向にあります。

小泉会長

地域によっても待機児童の多いところが傾向として見えるようですが、待機児童対策について本当に市としては努力なさっていただいているところです。何か良いアイディアがございましたら、また皆様からご意見いただければと思います。

それでは、次の議題に参りたいと思います。

議題４（仮称）鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【（４）（仮称）鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）について】

事務局

議題(４)「（仮称）鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）について」、その内容を説明いたします。資料５をご覧ください。

現在の子ども・子育てきらきらプランは、子ども・子育て支援法に基づき、令和２年３月に策定しましたが、計画期間が令和６年度をもって終了するため、令和７年度以降の計画について作成を向けた作業を進めております。今回はその方針やスケジュール等について、こども基本法制定に伴う市町村子供計画の策定に関する本市の方向性および次期計画に関するニーズの調査という二つの点に焦点を当て、ご説明をいたします。

説明に入る前に、これまでの「子ども・子育てきらきらプラン」に関する経過を整理します。資料５の「２　子ども・子育てきらきらプランの経過について」をご覧ください。このプランは、平成２７年３月に「子ども・子育て支援法」に基づき第１期プランを、計画期間を５年間として策定しました。その後令和２年３月に令和６年度末までの計画期間とする第２期プランを策定しています。次期計画の計画期間はこれに続く令和７年度から、令和11年度までとなります。

ではまず１点目、こども基本法制定に伴う「市町村こども計画」の策定についてです。

資料５の中段、「３　本市における子ども・子育てに関する行政計画について」をご覧ください。法律に基づき市町村に策定の努力義務がある、子ども関係の計画としては、左側「各法令における計画の名称」のとおり４つのものがあります。

これに対し、本市では真ん中「本市における現在の策定状況」のとおり「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」及び「鎌倉市子ども・若者育成プラン」を策定し、事業を進めています。

このたび令和５年４月のこども基本法が施行され、国が「こども大綱」を策定するとともに、各自治体において新たに「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。そして、この市町村こども計画は他の関係する計画を内包して策定してもよいこととされました。

これを受け、関係する計画との整理について関係課と調整した結果、子ども・子育てに関する内容を一体的に整理し、施策を推進する方が合理的であるとの結論に達しました。

これに基づく今後の策定方針について示したのが右側「本市における今後の策定方針」です。「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改定に合わせ、「鎌倉市子ども・若者育成プラン」の内容を内包し、次期プランをこども基本法に基づく「市町村こども計画」として

位置づけ、「（仮称）鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」として作業を進めたいと考えております。

作業を進めるにあたり参考とする必要がある、国の「こども大綱」の制定に向けた動きですが、現在、中間整理が示されている状況で、今後作業が進められることとなります。本市でも引き続き、この「こども大綱」の内容を踏まえながら、作業を進めてまいります。

なお、これまでの計画では子ども・子育て支援法に基づき、漢字かな交じりの「子ども」という言葉を使用してきました。しかし、こども基本法ではひらがなの「こども」が用いられているほか、その言葉の意味する内容も時代を経て変わってきていることから、次期プランの名称については今のところ仮称としております。今後作業を進める中で、名称についても検討していきたいと考えております。

次に次期計画に関するニーズ量等調査についてです。

子ども・子育て支援事業計画は、調査により予測した保育園・幼稚園などの支援事業における将来のニーズ量見込みと、それに自治体が対応するための方策により構成されています。そのニーズ量の把握にあたり実施する調査の内容については、国から令和５年９月20日付けで「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（初版）」が示されました。それによりますと、現在の計画を策定した際に行ったニーズ量調査の項目を概ね踏襲しつつ、令和４年の児童福祉法改正により創設された「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」などの地域子ども・子育て支援事業に対するニーズを新たに調査する等の目的で調査項目を追加する内容となっています。

なお、国の指針は初版であり、今後修正される可能性があるとされていますが、準備を進めませんと、今年度中にニーズ調査を実施するための時間的余裕がなくなることから、先日、プラン策定のための実態調査や策定の支援等を行う業務を行う事業者を決定したところです。

今後、国からの情報等を踏まえながら、ニーズ量調査を実施して参りますが、前回に引き続き市の独自項目も一部盛り込もうと考えております。また、こども基本法や「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」に基づくこどもの意見聴取の一環として、従来からの未就学児を持つ保護者向けへのニーズ量調査と別に、18歳以下のこどもを持つ保護者とこども自身への調査も「生活状況調査」という形で実施したいと考えております。

このような動きを経て、令和５年度中にニーズ量調査を実施し、令和６年度のプラン策定へとつなげてまいります。

子ども・子育て会議委員の皆様におかれましては、来年度のプラン策定に向け、必要に応じ御審議をいただきながら、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

小泉会長

ありがとうございます。２点について提案されており、1つ目は第三期の鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの案、**（**仮称**）**鎌倉市こども計画についてです。こども基本法制定に伴い、包括的に子ども・子育てきらきらプランにまとめていくという方向性が提案されていますが、質問やご意見はございますか。

令和７年から11年にかけての第３次計画ですよね。これについては、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども若者計画など全てを包括したプランとするということの理解でよろしいでしょうか。

こども支援課担当課長

はい。仰るとおりです。

山岡委員

今後、４つの計画が一つなるということですが、そうすると子ども~~供~~若者計画が加わることで年代も増え、20代とかそのぐらいまでを対象にすることになるのでしょうか。

こども支援課担当課長

今までの鎌倉市子ども・子育てきらきらプランですと18歳ぐらいまでを対象としていたのですが、子ども若者計画が加わりますと主に30歳ぐらいまで対象範囲を広げたものとなります。

小泉会長

よろしいですか。何かその上で何かございますか。

山岡委員

感想ですけど、かなり年代が広くなるのだなと思いました。

小泉会長

今後の策定の方針としては包括するけれども、それぞれに大事な章立てということですか。

こども支援課担当課長

お手元の第２期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの施策の展開のところをご覧頂けますか。子どもの貧困対策が章立てされています。イメージとしますと他の計画も、それにどんどん加わっていくようなものとなっています。また、今年度としましては、ニーズ調査と実態調査を実施しますので、次回の会議までに調査の結果をまとめまして次回会議にて報告させていただく予定です。令和６年度は本格的に計画の策定に入っていきますので、事務局で案を作成して、それについて皆様にご意見いただくそういった流れになっております。

小泉会長

新しいプランの提案ですが何か他にご意見ございますか。

高橋委員どうぞ。

高橋委員

いろいろなお話をいただきましてありがとうございます。計画の対象年齢を30歳までとするプランを作っていくということなのですが、どのような理由でこういうプランが出来上がることになったのですか。その辺がわかりません。どうして、30歳までフォローしていく若者計画を作らなければいけないことになったのですか。またニーズ調査の方法や結果は知らせていただけるのでしょうか。

こども支援課担当課長

先ほど説明した資料５をもう一回ご確認いただけますでしょうか。

資料５のうち３に記載している４つの計画ですが、上から３つまでは、現きらきらプランの内容を包括しており、最後の子ども若者計画だけが、別の計画になっています。

こども計画というのを市で策定する場合、４つの計画と合わせた形のプランを作ったほうがこども・若者の支援に繋がると考えまして、４つの計画をフィックスアップしたものにしたいと考えております。

また、調査につきましては今後やっていきますが、未就学児をお持ちのご家庭と小学校１年生から高校３年生相当のお子さんをお持ちの家庭、約6,000世帯に調査票を送ります。それにプラスして小学校６年生から高校３年生相当のお子さん3,000人を対象とした調査も行う予定となっており、その内容については次回の会議にてご報告する予定です。

小泉会長

30歳と設定した部分について、根拠が今のご説明の中になかったようですが。

こども相談課長

国のこども基本法あるいは子どもの大綱の中には年齢要件を何歳までと区切らなくなりました。

先ほど小泉会長からご指摘いただきましたとおり、妊娠前から切れ目のない支援ということを一体的に進めるべきであろうとその大きな流れに則って鎌倉市においても、鎌倉市子ども・若者育成プランを別途策定していたわけなのですが、こども基本法のなかでフォーカスされているヤングケアラーの問題などもあることから、それを考えたときに、別にするより20、30代を含めた形が国の流れにも則っていて、新たに展開していく施策にも結びつくだろうと考え、今回このような形に改めさせていただきました。

髙橋委員

国の方針でそのような方向になっているということは理解できるのですが、鎌倉市としてこういう計画を策定していく上で、鎌倉市内でどのようなニーズがあるのかというものは、プランに関わる者でないとわからないですよね。

だから、国がそのような方針だということは存じ上げておりますが、鎌倉市として何歳までケアするのかは重要だと思います。鎌倉市として、国の方針よりももっと一番重点的にケアをしなければいけない年齢があるのではないか。わざわざこうやって30歳までで区切っているということは、それなりの理由があると思います。鎌倉市の実情に合ったプランを作っていくためには、私達委員として、もう少し詳しい数字、内容が欲しいのです。手が上がらないからＯＫというようなことで進めていただきたくはないと思っています。

こども支援課担当課長

これから行うニーズ調査や生活実態調査などで、これぐらいニーズがあるというのを出します。計画の中にニーズ量を出す項目もありますのでそういったものはお示しして、それとともに計画をいろいろ作成していきますので、そこで整合性があるかどうかを見ていただければと思います。

小泉会長

鎌倉市では子ども・若者育成プランが既に今現在動いているわけで、少なくとも子どもから若者という年齢区分が明確ではない中で、確かにヤングケアラーの問題や18歳から20、22歳であっても経済的にも精神的にも自立できていない生徒がいると感じています。そういう時代に入っていて、色々な意味で育成プランというのは市全体が支えていくものだと思います。一方で子ども・子育てきらきらプランと合わせるということはある意味縦割りじゃなくなっていくという意味でもあると思います。今後年齢に関してはさらに検討していただく中で、このような包括的なプランのあり方の良さを市には発揮していただければと思います。また、鎌倉市子ども計画のこの名称に関しても今後検討していただくということですが、包括した計画にするということには、ご了解いただけますでしょうか。

はい。田中委員どうぞ。

田中委員

計画をまとめるというのは理解できますが、子ども・子育てきらきらプランはこども支援課でやっていて、子ども・若者育成プランの方はおそらく青少年課が所管していたと思うのですが、説明の中で一体的に進めていくというような説明があったと思うのだけれど、所管課とかも変えていくというようなことまで検討されてるということですか。

こども相談課長

おそらく聞きおよびかと思いますが重層的支援ということも言われていて、横ぐしを刺してということで、確かに所管課としては今までと同じで青少年課、こども支援課という形で独立はしていくことは大変ですが、ただ横の連携というのは、一昔前に比べて非常に密になっております。

ヤングケアラーについては今、福祉部門が基本的にはケアラー全体の中で一貫しておりますので、おそらくそこには福祉部門も検討には入ってくるものと想定しています。

小泉会長

皆様、今のご説明などについて何かご感想とかご意見ございますか。

まだ発言していない方がいましたら、どうぞ自由にご意見、ご感想でも結構ですのでお願いいたします。仲本委員どうぞ。

仲本委員

生活状況調査を18歳、高校３年生まで実施するという説明がありました。しかし、こども計画は30歳ぐらいまでの対象ということですが18歳から30歳までのこの生活状況調査というものは行われる予定はありますか。それとも既に行われているのであればどのような形になっているのかお聞きしたいです。

青少年課長

色々ご意見いただきました。ご案内の通り青少年の定義がなかなか一律になっていなくて、一般的に30歳ぐらいまでと言われていますが、ひきこもりであるとかそういったことで少し横串たつと40歳ぐらいまで対象にしようという動きも一方であったりします。

現在の鎌倉市で定めている子ども・若者育成プランについては、おおむね30歳としております。プランの作成にあたって様々な場面を通じてアンケート調査をしていますが、大々的に18歳から30歳までを対象としたこのニーズ調査というのは、実はこれまではやったことはございません。青少年課で所管している例えば20歳の方が集まるような会でのアンケートや若手の社会人のような年代を対象とした個別の聞き取り調査等はして参りましたが、今ご指摘にあったような18歳から30歳までを対象として、生活状況調査を実施したことはございません。

小泉会長

30歳という年齢が先ほどから注目されていますが、子ども・子育てきらきらプランの中にそもそも30歳まで包括されていたのですか。

やはり年齢的な区分が、今この場ではそんなに納得されてないのかもしれません。今後これについても検討していただくという方向でよろしいでしょうか。

森委員

説明を伺っていてもよくわかりません。

まず、そこまで皆さんが言われることがあったら、ここに文章で載っていたら一番いいのですが、ここに記載されていないことばっかりが説明されていくと、私達はどのようにそれを耳で止められるのかという問題が１つあります。

それから先ほど、どのような年齢層までをターゲットにするのかについての検討は、これからニーズ調査をして考えていくし、会長も今後審議していくということでしたが、既に事務局の方では、「30歳」と説明している。もう既に決まってるようなこととして、受け止められるのです。

一番最初に子ども・子育てきらきらプランのニーズ調査をするときにはかなり慎重にいろんなことをやったと思います。そして鎌倉市の独自の質問事項も何件か入っていたと思います。国の方針に沿って考えていくということはとても大事だと思いますが、私達が市のことを考えていく中では、鎌倉市の住民として子どもたちをどう受け止め、その環境をよりよくしていくかっていうことがとても大事な事柄があるのではないかと感じています。

小泉会長

ありがとうございます。鎌倉市こども計画第３期プランですね、これについても様々なご意見が出てきております。

子ども・子育てきらきらプランに関しての包括的な視点というのは非常に素晴らしいのではないかと思うのですが、おそらく今の方々から出た意見の中で若者育成を含むこと、そのことに対する一つの疑問もあるのかと思います。

したがって、今回のプランに関しては、名称も含めて、もう一度プランを出していただくか、あるいは総合プランにすることは賛成だけど、年齢の区分に関しては、再審議ということになりますかね。

青少年課長

少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどから30歳というような言葉が出ているのですが、子ども・若者育成プランは、概ね中学生ぐらいから従来30歳ぐらいまでをカバーしようというものです。

ですので、18歳までが子ども・子育てきらきらプランとすれば、重複している部分もございます。国の定めるこども基本法、先ほどこども相談課長の方からも申し上げましたが、18歳や20歳で区切ろうとかではなくて成長過程にある子どもたちを切れ目なくサポートしていこうというようなところで支えており、この度、こども基本法の趣旨に則って若者も含めたプランの一本化をしていこうというように考えております。

その上限の年齢を具体的に定めるかどうかについても、今後決めることになろうかと思いますので、今ここであまりにも30歳というところがフォーカスされると少しずれていってしまうかなという危惧がございましたので発言させて頂きました。

小泉会長

素晴らしいご意見ありがとうございます。

私達も年齢に偏ってしまうと少し解釈も誤解してしまうところがあると思います。今の青少年課長のお話によれば、青少年問題にも重複する内容が含まれており、青少年という年齢幅を持って検討している課題を含んでいるのだというお話でした。それは、つまり、厳密に年齢では区切れないということですね。

水谷委員

確かに年齢ではないと思うのですが。３つ子の魂100までといいますか、例えば３歳までに愛情深く育ってる子とかいろいろありますよね。それと一緒で、将来的にもちろん30歳になりますし、それを１歳上回ったらもう駄目ですよってわけではなく、「18歳までにどんどん大きくなっていくので、30歳ぐらいになったときのことを見越して、18歳ぐらいまでを色々サポートした方が良いと思います。

30歳までいろいろな対応をしますよというのではなく、18歳ぐらいまでにその子たちが30歳になったときに明るい生活をできるようにする。

特に「鎌倉市」と最初に書いてあるので、鎌倉市独自で落とし込めるというか、その18歳ぐらいまでを精一杯守れば立派な大人に成長していくということでよいと思います。あんまり30までとか、そういうのを記入されない方が、私としてはいいかなと思います。

年齢のことを言うのであれば、30歳までというよりは、18歳までにしっかり将来30とかはもう50になっても60になってもなんですけれども、18歳ぐらいまでにしっかりその基盤を大人たちで守っていけば、立派な大人になってくれるのではないかと思います。

高橋委員

年齢じゃないですよね。若者っていうと、やはり選挙権を持つまでの青少年の間に立派に育てなければいけないと思います。そこまでをカバーしていく、十分な、内容が必要だと思います。

特に私達は、認定こども園ですから１歳からお預かりしていますが、一番大事なのは根っこなのです。そこがしっかりやっていきたいと思います。

石川委員

先ほど年齢のことがだいぶ出ていましたが、私たちの活動は子どもたちと一緒に遊ぶということを基本に考えております。

その中でジュニアリーダーズクラブというのがあり、リーダーズクラブは中学生から入って、大体高校生で前は18歳になると、はいもう駄目だよって言われていました。

本当は18歳くらい、もっと上の方になると、もっと上手に指導できるのにと思っていまいた。最近少しずつ年齢が上がってきて、この間もキャンプに連れて行ったのですが、やはりその子たちが非常によく面倒見てくれまして、助かりました。

18歳で駄目だよっていうと悲しそうな顔をされるので、年齢の上限をあげたいという気がすごくあり、また今回もキャンプに連れて行きましたが、リーダーズクラブの方が10人程度参加してくれて、とっても子どもたちの面倒をよく見てくれました。その中には結構歳の上の子もいたので、中学１年生の子はそういう人たちを見て、上がっていくと思います。

小泉会長

色々な委員からご意見をいただく中で論点を整理していきたいと思います。今の委員の話からは、子どもの実態において年齢軸では割り切れないというか、18歳だからもう子供じゃないよという扱いではなくて、地域では、まだまだ自立できない中高生から青年も含めて支援していく、幅の広い視野を持って支援していく必要があるというお考えだと思います。

そろそろまとめに入りたいと思います。子ども・子育てきらきらプランの今後の策定の方向ですが、子育てをする人たちにとっての子どもの対象年齢もゼロから今や18歳も超える、なかなか成人できない人たちまでを対象にするべきではないかという意見も出ているわけです。従って、この子ども計画につきましては、従来の縦割りではなくて、ある程度包括的していく必要があるだろうという市の意見は、これはいいのではないかと思います。

ただ最終的にこの辺の区分に関して、もう一度検討していただいてよろしいでしょうか。包括的なプランとしてただいまの最後の一点でまとめていくと、年齢に縛られずに、若者を応援していくという姿勢ですよね。

こども支援課担当課長

今までの子ども・子育てきらきらプランですので、18歳までのお子様を対象にいろんな施策を打って切れ目のない支援を行ってきました。

それは今まで通り残ります。それにプラスして、切れ目のない支援が必要ということで、子ども・若者計画を一緒にするということですので、市として包括的なものとしたいと考えております。先ほど、30歳と言ったことから、それが１人歩きしてしまっていますが、若者ということで、30歳ぐらいかなというように言ったのですが、30歳と決まっているわけではないので、若者を含めて包括的に計画を立てて進めていきたいと考えております。

小泉会長

それでは最終的に市の(案)としての包括プラン案で行っていきたいと思います。皆様の中で付帯事項、追記してほしいということを少しここでお話をしていただいて、これを包括的なプランとして認めていきたいと思うのですが追記として一言何かございましたらお願いします。

井筒委員

一つだけご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

子ども・若者育成プランというのがあるかと思うのですが、そこに対しての、多分ここにお集まりの皆さんは子ども・子育てきらきらプランの対象に関わってる方たちが集まってると思います。

実際、私も小学生までの子供しかいないので実際30歳の方の支援例を挙げられてどうですかって聞かれても答えられないです。

なので、例えばプラン同士を合体させるということになったとき、子ども・若者育成プランを考えられてた方というのも今後、この場所に一緒にいらっしゃって、同じようにこども計画として考えていくことになるのでしょうか。

小泉会長

青少年課も当初から関わっています。青少年課の子どもの範囲というのは、ものすごく幅広くて、突然新たに若者プランを策定する課があるというわけではなくずっとある**の**です。

井筒委員

私も今回初めてだったのでわからなかったのですが、こども計画の内容がとても幅広い内容になってくると思うのですが、それをここの皆さんと一緒に考えていくということでよろしいでしょうか。

森委員

今入っておられる方は、その庁内の推進委員会の委員として入っているのですか。

小泉会長

そうです。担当課は青少年課です。

青少年課長

子ども・若者育成プランに関わっている会議に青少年問題協議会というものがございます。

青少年問題協議会の委員として、子ども・子育て会議と重複している方がいらっしゃいます。小学校校長会、中学校校長会、民生委員児童委員、青少年指導員です。

青少年問題協議会の方には幼稚園協会の方や保育園協会の方にも入っていただいていますが、重複している委員さん。元々の母体の選出団体というのは重複している部分がございます。

高橋委員

小中学校、新しい中学校の先生もいらっしゃるようですが学校の方たちが、今日はどうして欠席されているんでしょうか。

事務局

教育指導課の方で別の会議があるということを聞いております。

高橋委員

やはり連携をするためには、学校の先生もせっかく委員としていらっしゃるので、出席して、お話を聞いていただきたいなというふうに思います。

水谷委員

結局、年齢のことに限らず、子ども・若者育成推進法って書いているのですが、実際、18歳未満って書いてありますが、18歳以上も必要に応じて可のように書けば30歳までと書かずに済むのではないでしょうか。

高橋委員

幅が広がるような、表記の仕方をしていただくといいかなと思います。

小泉会長

その辺り専門的に調べていただいて、付記していただくという方向で、これから精査していけばいいのではないかと思います。

今日、参加の委員の皆様の中でも子ども・子育て会議が新規の方もかなりいらっしゃいます。この会議で今まで議論してきた子ども・子育てきらきらプランについて、様々な経緯がある中で新たなステージに入る時代だと思います。こどもまんなか社会、こども家庭庁ができて、子どもの範囲も本当に幅広くなりました。子どもだけではなくて子育て家庭も対象とする、さらに青少年までの問題を抱え込みながらやっていくこども家庭庁でありますので、時代とともに取り扱う子どもの対象年齢や家庭の状況というのは多岐に渡ってくるということなのだと思います。

様々な提案があった中で結論に行きたいと思うのですが、本市における新しい鎌倉市子ども計画仮称ですが、こういった方向性について概ね了解ということでよろしいでしょうか。

（了承）

小泉会長

ありがとうございます。貴重なご意見をたくさんいただきましたので、事務局の方で委員の皆様のご意見また議事録などしっかり残されると思うのですが、十分にその意見を反映していただきながらより良い施策にしていっていただきたいと思います。

では議題４につきましても、概ね委員の皆様に了解していただきましたので、今回一応決定ということにさせていただきます。

それでは最後（５）その他でありますけれども、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

事務局より１点、今後のスケジュールについてお知らせをいたします。

今年度は、あと１回、３月に開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

来年度ご協議をいただくテーマとして、子ども・子育てきらきらプランの次期計画策定がございます。策定にあたっては、子ども・子育て会議でご意見等を伺って参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

小泉会長

確か、来年の子ども・子育て会議は、通年の２倍開催ですよね。

ということは、本日、皆様にはたくさん議論していただいたのですが、例年ですと２回の議論で終わるところ、重要なタイミングなので２倍開催されます。

そのため、ご意見はその中でもまたお話できますし、提案に対しての議論は深まると思いますので本日は一旦この案を通しましたが、皆様のこれからのご意見もますます反映させる機会を市として設けてくださっているようですので、引き続きのご協力よろしくお願いいたします。

水谷委員

開催の日程の通知については１月末ぐらいに、なるべく早くお願いいたします。

小泉会長

できるだけ委員の皆様が出席できるような、そういう時期になるといいですね。

全ての議題についても、滞りなくとも言えませんが、順調にここまで参りました。本当に皆様の活発なご意見ありがとうございます。以上をもちまして、本日予定していました議事が終了いたしましたので、司会を事務局にお渡しいたします。

こども支援課担当課長

本日は、長時間にわたり、ご協議、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和５年度第１回、子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。

今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございました。